

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本方針

ミライウェルスマネジメント株式会社、及びミライキャピタルホールディングス株式会社以下「当社グループ」という)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という）の防止、並びに大量破壊兵器等への資金提供を行う拡散金融や経済制裁措置に違反する取引への利用防止が、金融機関として果たすべき重要な責務であり、かつ経営戦略上の最重要課題の一つであることを認識し、以下のとおり組織的かつ実効的な対策（以下、「AML/CFT」という。）に取り組む。

1. 経営の主体的関与と経営戦略上の位置付け

当社グループの経営陣は、AML/CFT 対策を経営戦略面における最重要課題と位置付け、この問題に主体的かつ積極的に関与する。役職員は、AML/CFT 体制の整備と維持に努め、組織的な対策を実践する。

2. リスクベース・アプローチの徹底

当社グループは、リスクベース・アプローチに基づき、提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを特定・評価する。特定されたリスクに見合った低減措置を講じ、態勢の整備と維持に努める。

3. 適切な顧客受入及び顧客管理

当社グループは、関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを適切に実施する。

顧客受入可否の判定や、顧客のリスクに応じた顧客管理措置・取引制限措置を実行することで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努める。

必要に応じ、取引時確認において適切な措置を適時に実施できるよう、必要な社内態勢を整備する。

4. 資産凍結等の措置

AML/CFT に関して疑義が認められる場合や、制裁措置に違反するおそれがある場合には、取引の謝絶や口座凍結、若しくは取引解消に向けた必要な措置を速やかに講じる。

5. 役職員の研修

当社グループは、AML/CFT 対策の実効性確保のため、役職員を対象とした研修を継続実施し、役職員が専門性・適合性を維持・向上させるための知識の習得と意識の向上に努める。

6. グループ会社の管理

当社グループは、グループ全体におけるAML/CFT 防止対策の実効性維持のために、グループ内で情報共有態勢を整備し、グループ全体で一貫したマネロン・テロ資金供与等の防止に取り組む。

7. 継続的な有効性の検証と改善

当社グループは、管理統括部門による AML/CFT に関する取り組みの状況の検証を定期的に行います。その検証結果を含め、マネロン・テロ資金供与の防止措置の有効性や適切性に対する検証を継続的に実施し、検証結果を踏まえ、適切な改善措置を講じることで、継続的に態勢強化に努める。

附則

2025 年 12 月 9 日制定

以上